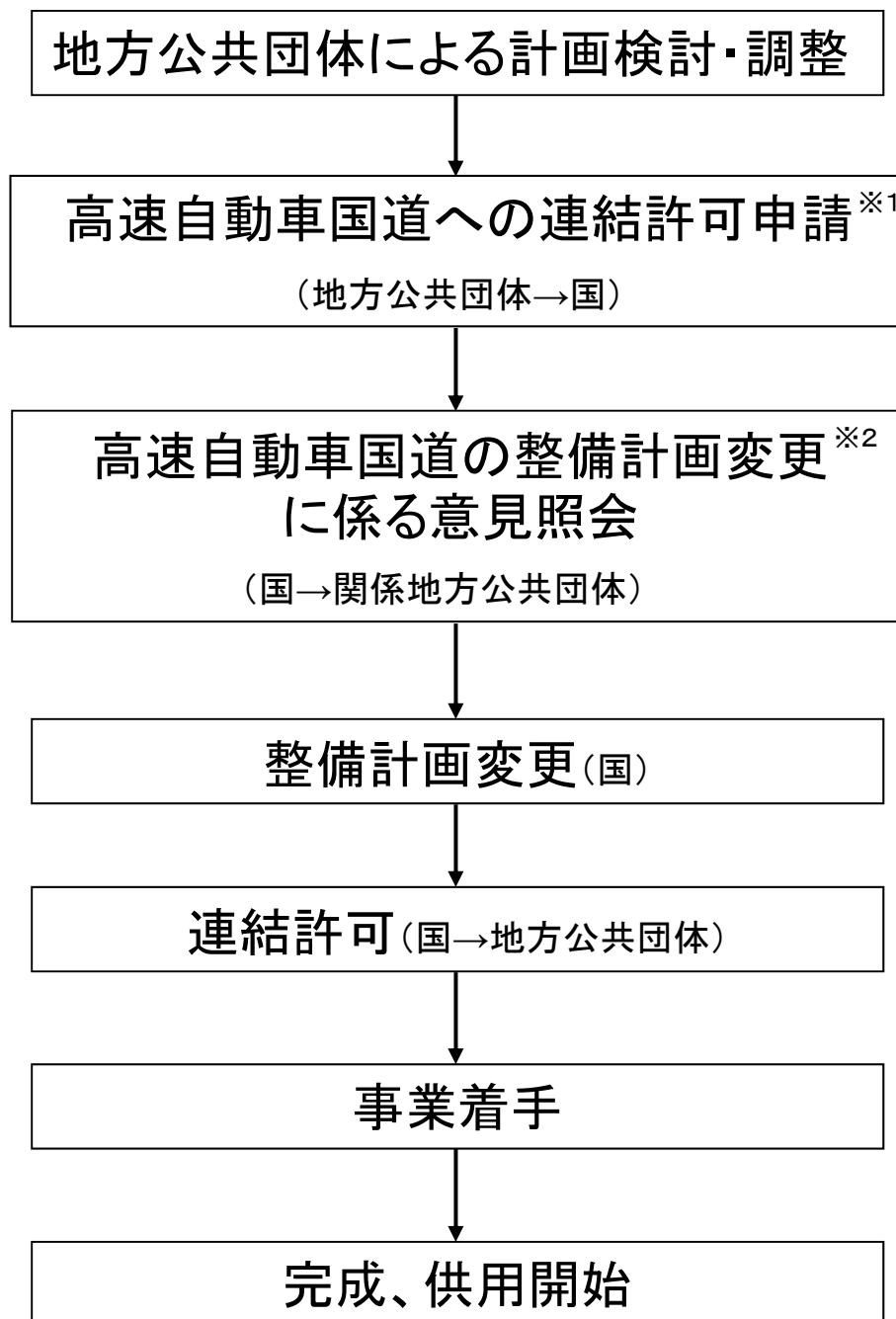


# インターチェンジの追加設置手続きについて



- ※1 インターチェンジの追加にあたっては、連結を希望する道路の道路管理者が国土交通大臣に対して連結許可申請を行い、許可を得ることが必要です。  
(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第11条の2)
- ※2 連結許可を行うにあたっては、高速自動車国道法第5条に規定する「整備計画」に定められている事項のうち、「連結位置及び連結予定施設」を追加記載することが必要です。
- ※3 一般国道自動車専用道路におけるインターチェンジの追加にあたっては、高速自動車国道と同様に、道路法48条の5に基づく連結協議を行った上で、大臣決定に基づく整備計画変更にかかる意見照会及び整備計画変更を経て、連結許可を得ることが必要です。